

日本共産党のえんど久子です。日本共産党を代表し、2本の議案に反対の立場から討論を行います。

まず、第69号議案「大分県税特別措置条例の一部改正について」です。

この条例改正は改正地域再生法に基づき、雇用創出が全国的に伸び悩む中、本社機能を東京23区内から大分県へ移転すれば、事業税や不動産取得税を免除する制度を創設し、既に大分県にある企業の本社機能を強化した場合には、これらの税を軽減するという内容であり、その適用期間を2020年3月31日から2022年3月31日まで2年間延長しようというものです。

これまで東京からの本社機能移転は全くなく、本社機能の拡張型が3件あったのみです。これまでの経緯からみても到底雇用効果の拡大は見込まれるはずはありません。確かに中小企業も対象となっていますが、当然、大企業にも適用されます。しかし資本金10億円を超える大企業には、人件費の抑制や各種減税によって460兆円もの莫大な内部留保が蓄えられており、その上、これまでも様々な優遇税制が施されています。こうした優遇こそ、是正することを求めて反対いたします。

次に、第76号議案「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について」です。

この教職員定数を削減する条例改定案は、毎年、第2回定例会で提案されています。今回の条例改正でも県立学校職員定数が49人減、市町村立学校県費負担教職員定数は7人の増となっています。この増は、小学校の定数が加配等の関係で12人増えています。中学校では5人の減であり、合計7人が増えるというものです。増員について反対するものではありません。

現場の教職員の状況は、この6年間で定数は県立学校で188人、小中学校で339人の減となります。定数が減ることにより、教員の病気休職者数も2011年度から2020年5月31日までで、延べ928人にのぼり、うち精神疾患は延べ587人、全体の63%を占めています。これは、多忙化や長時間勤務など大きく影響しているものと考えられます。

これまで痛ましい過労死も起きています。学校現場において、教職員がこのような大変厳しい状況下でも、保護者や子どもの声に真摯に向き合い、様々な創意工夫で分かりやすい授業や不登校、いじめ対策などに取り組んでいます。しかし今年には特にコロナウイルスの影響で、長期の臨時休業や夏休み等の短縮など、これまで経験したことのない事態に直面しています。感染予防のため、子どもたちはおしゃべりや、じゃれついて遊ぶことを我慢しなければならない一方、40人学級では密を避けることもままならない状況です。学習の保障、子どもたちの心のケアなど、教育現場の課題は山積しています。こういう時だからこそ、県教委に対して、定数の削減ではなく少人数学級の拡大などの教育環境の整備、無理な統廃合の中止及び正規教職員の増員を行うべきであるということを求めて、反対討論とします。

以上本議会に上程された議案12本中、反対2本に対する討論を終わります。

引き続き、請願7「種苗法改正に慎重な審議を求める意見書の提出について」に賛成の立場か

ら討論を行います。

先の国会に提出された種苗法改正案は、農業者・市民から異論が相次ぎ、改正は見送られたものの、今後の改正が狙われています。

種苗法は、農作物の新しい品種を開発した人や企業に「育成者権」を認め、著作権と同じく権利を保護しています。同時に、農業者が収穫物の一部を種苗として使う自家増殖については「育成者権が及ばない範囲」（21条）で「原則自由」としてきました。改正案は、この条項を削除し、自家増殖を一律禁止にするというものです。禁止対象になる「登録品種」を農家が栽培する場合、種や苗を全て購入するか、一定の許諾料を払って自家増殖するかを強いられることとなります。負担増になることは避けられません。すでに、民間企業の種苗は非常に高価です。

日本の各地でその土地の条件に合った作物が育苗され、生産が続けられ、多様な食文化がはぐくまれてきたのは、自家増殖の営みがあったからです。

国際社会は、「育成者権」の強化を目的とした条約でも農業者の自家増殖を認めています。改正案はこの流れに逆行します。

政府は、自家増殖禁止は、優良品種の海外流出防止のためといいます。しかし、自家増殖を規制しても海外持ち出しを物理的に止めることはできません。流出を防ぐには、その国で品種登録するしかないことは、農水省が認めています。

また、政府は「登録品種はごく一部で大半の一般品種は対象外だ」と言います。しかし、2018年に主要農産物種子法は廃止され、都道府県の種子開発事業の根拠がなくなりました。同時に制定された農業競争力強化支援法では、都道府県がもつ知見を海外企業も含む民間に開放するよう求めています。これによりメーカーが開発を進めていけば、登録品種が増大することが十分想定されます。

一連の流れをみれば、改正の狙いが、優良な種子を安価で提供する公的事業を縮小させ、企業の利益のための私的品種開発に比重を移すことにあるのは明らかです。

多国籍種子企業による植物遺伝資源の囲い込みや種子開発競争が世界で激化し、農業者がその支配下に置かれ、生物多様性や食の安全、食料主権が脅かされる事態も広がっています。

種苗法改正は農業者だけでなく、いのちを食す全ての人々に係わる大切な法律であるということをし添え、請願にご賛同をお願いし、賛成討論とします。